大規模事故対策編

Ⅰ　道路事故対策計画

Ⅱ　船舶事故対策計画

Ⅲ　沿岸排出油事故対策計画

Ⅳ　鉄道事故対策計画

Ⅴ　航空機事故対策計画

牧之原市地域防災計画　大規模事故対策編

目　　次

Ⅰ 道路事故対策計画

第１章　総則　大事故Ⅰ－ １
第 １ 節　関係機関の業務の大綱　大事故Ⅰ－ １
第 ２ 節　過去の顕著な事故　大事故Ⅰ－ ２
第 ３ 節　道路の状況と予想される事故の態様　大事故Ⅰ－ ２

第２章　災害予防計画　大事故Ⅰ－ ４
第 １ 節　道路構造物の災害予防　大事故Ⅰ－ ４
第 ２ 節　道路管理者等の防災体制の整備　大事故Ⅰ－ ４
第 ３ 節　危険物流出等に備えた資機材等の整備　大事故Ⅰ－ ５
第 ４ 節　防災訓練　大事故Ⅰ－ ５
第 ５ 節　道路トンネル事故の予防対策　大事故Ⅰ－ ５
第 ６ 節　関係機関と相互連携体制の整備　大事故Ⅰ－ ５

第３章　災害応急対策計画　大事故Ⅰ－ ６
第 １ 節　情報の収集･伝達　大事故Ⅰ－ ６
第 ２ 節　応急体制　大事故Ⅰ－ ６
第 ３ 節　危険物の流出・散乱に対する応急措置　大事故Ⅰ－ ８

第４章　災害復旧計画　大事故Ⅰ－ ９
第 １ 節　災害復旧計画の策定　大事故Ⅰ－ ９
第 ２ 節　施設の復旧　大事故Ⅰ－ ９
第 ３ 節　安全性の確認　大事故Ⅰ－ ９
第 ４ 節　被害者等へのフォロー　大事故Ⅰ－ ９
第 ５ 節　再発防止策の検討　大事故Ⅰ－ ９

Ⅱ 船舶事故対策計画

第１章　総則　大事故Ⅱ－ １
第 １ 節　過去の顕著な事故　大事故Ⅱ－ １
第 ２ 節　予想される事故と地域　大事故Ⅱ－ １

第２章　災害予防計画　大事故Ⅱ－ ３
第 １ 節　防災体制の整備　大事故Ⅱ－ ３

第３章　災害応急対策計画　大事故Ⅱ－ ５
第 １ 節　情報の収集･伝達　大事故Ⅱ－ ５
第 ２ 節　応急対策　大事故Ⅱ－ ６

第４章　災害復旧計画　大事故Ⅱ－ ８

Ⅲ 沿岸排出油事故対策計画

第１章　総則　大事故Ⅲ-　１
第 １ 節　過去の顕著な事故(市近海での最近の油流出事故)　大事故Ⅲ-　１
第 ２ 節　流出事故の主な対策　大事故Ⅲ-　１
第 ３ 節　重油等の種類と性質　大事故Ⅲ-　１

第２章　災害予防計画　大事故Ⅲ-　５
第 １ 節　防災体制の整備　大事故Ⅲ-　５
第 ２ 節　防除資機材等の整備　大事故Ⅲ-　６
第 ３ 節　沿岸域及び海域利用情報の収集・整理　大事故Ⅲ-　６
第 ４ 節　人材の育成　大事故Ⅲ-　６
第 ５ 節　防災訓練　大事故Ⅲ-　６
第 ６ 節　関係機関との相互連携体制の整備　大事故Ⅲ-　６

第３章　災害応急対策計画　大事故Ⅲ-　７
第 １ 節　情報の収集･伝達　大事故Ⅲ-　７
第 ２ 節　応急対策　大事故Ⅲ-　８

第４章　災害復旧計画　大事故Ⅲ-１２
第 １ 節　災害復旧計画の策定　大事故Ⅲ-１２
第 ２ 節　施設の復旧　大事故Ⅲ-１２
第 ３ 節　安全性の確認　大事故Ⅲ-１２
第 ４ 節　被害者等へのフォロー　大事故Ⅲ-１２
第 ５ 節　再発防止策の検討　大事故Ⅲ-１２
第 ６ 節　環境保全対策　大事故Ⅲ-１２
第 ７ 節　補償対策　大事故Ⅲ-１３
第 ８ 節　風評被害防止対策　大事故Ⅲ-１３

Ⅳ 鉄道事故対策計画

第１章　総則　大事故Ⅳ-　１
第 １ 節　過去の主な事故(死負傷者を伴うもの)　大事故Ⅳ-　１
第 ２ 節　予想される事故と地域　大事故Ⅳ-　１

第２章　災害予防計画　大事故Ⅳ-　２
第 １ 節　防災体制の整備　大事故Ⅳ-　２
第 ２ 節　鉄道交通の安全確保　大事故Ⅳ-　３
第 ３ 節　応急対策用資機材等の整備　大事故Ⅳ-　３
第 ４ 節　防災訓練　大事故Ⅳ-　３
第 ５ 節　関係機関との相互連携体制の整備　大事故Ⅳ-　３

第３章　災害応急対策計画　大事故Ⅳ-　４
第 １ 節　情報連絡体制の整備　大事故Ⅳ-　４
第 ２ 節　応急対策　大事故Ⅳ-　４

第４章　災害復旧計画　大事故Ⅳ-　６

Ⅴ 航空機事故対策計画

第１章　総則　大事故Ⅴ－　１
　第　１　節　過去の顕著な災害　大事故Ⅴ－　１
　第　２　節　予想される事故と地域　大事故Ⅴ－　１

第２章　災害予防計画　大事故Ⅴ－　２
　第　１　節　防災体制の整備　大事故Ⅴ－　２

第３章　災害応急対策計画　大事故Ⅴ－　３
　第　１　節　情報の収集・伝達　大事故Ⅴ－　３
　第　２　節　応急対策　大事故Ⅴ－　４

第４章　災害復旧計画　大事故Ⅴ－　６

Ⅰ 道路事故対策計画

第１章　　総　則

市内の市道、県道、国道及び高速道路等の道路において、自然災害、車両の衝突、車両火災、道路構造物の破壊等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合は、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、市及び県、防災関係機関がとるべき行動を定める。

第１節　関係機関の業務の大綱

防災関係機関が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。

機関名	処理すべき業務
市	１　事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報に関すること ２　被災者の救出、救護(搬送・収容)に関すること ３　事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること ４　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近市民に対する避難指示に関すること ５　県及び他の市に対する応援要請 ６　関係防災機関との調整に関すること
県	１　的確な情報の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること ２　自衛隊や他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること ３　市、国及び防災関係機関との連絡調整に関すること ４　医療救護体制の確保に関すること
道路管理者(市、県、中日本高速道路株式会社)	１　管理道路の災害予防に関すること ２　管理道路の防災体制の整備に関すること ３　事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること ４　道路施設の二次災害の阻止及び復旧に関すること
県警察本部 (牧之原警察署)	１　災害関係情報の収集及び伝達 ２　被害実態の早期把握 ３　負傷者等の救出救助 ４　緊急交通路の確保等交通上の措置 ５　避難誘導及び二次災害の防止措置 ６　検視及び行方不明者の捜索 ７　市民の安全確保と不安解消のための広報 ８　関係機関の行う災害復旧への協力 ９　その他必要な警察業務
国土交通省 中部地方整備局	１　事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること。 ２　関係防災機関との調整に関すること
静岡地方気象台	１　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 ２　気象、地象(地震にあっては地震動に限る。)及び水象の予報及び警報 ３　気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表 ４　気象業務にかかわる各種の研究 また、これらの業務を適切に実施するため、気象庁は気象、地象、水象に関する各種観測網及び予報、警報等を発表、伝達する各種組織など、所要の施設及び体制を整備する。
静岡市消防局	１　救助・救出用資材、車両等の整備 ２　救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の育成 ３　事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立 ４　携帯電話からの１１９番通報に対し的確に対応できる体制の確立
医療機関	搬送患者を効率よく受入れるための情報伝達体制の確立
建設事業者	事故災害対応に必要な資機材の備蓄状況の把握

第２節　過去の顕著な事故

該当なし

第３節　道路の状況と予想される事故の態様

１　道路状況

（令和５年４月１日現在）

道路の種類	路線数	実延長(km)
高速自動車国道	１	１０.１
一般国道	２	４９.５
県道	１１	５３.０
市道	1,７９６	７５５.４
合　計	1,８１０	８６８.０

２　交通量(牧之原市における最大交通量)

（平日／昼間 12ｈ・令和３年度全国道路・街路交通情勢調査）

路線名	交通量（台）	路線名	交通量（台）
東名高速道路	１１,５９６	浜岡菊川線	1,５６９
国道１５０号	6,９５０	大東相良線	1,７９４
国道４７３号	4,２０５	静岡空港線	７１８
焼津榛原線	4,４６８	吉田大東線	2,３４４
相良大須賀線	2,５９５	榛原金谷線	1,５３２
細江金谷線	3,４９１	菊川榛原線	2,４４１
相良浜岡線	3,０２１	薄原地頭方線	1,３６２
御前崎堀野新田線	2,０８９		

３　交通事故件数等

令和５年中に牧之原市内で発生した交通事故は151件で死者数は0人となっており、前年度に比べ件数では5件増、死者数では２名減となっている。

４　道路交通危険箇所

令和４年３月末における市管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。

道路種別	落石・崩壊	その他	計
国道・県道	０	０	０
市道	１１	０	１１

５　予想される道路事故の態様

市内で発生が予想される道路事故には、落石・土砂崩れといった自然災害に起因するもの、道路構造物の破損に起因するもの、大規模な交通事故によるものなどが想定され、態様としては以下のものが考えられる。

要因	想定される事故
自然災害等に起因するもの	１　落石・土砂崩れ等の道路法面の崩壊 ２　河川の増水、津波等による橋梁・道路の流失
大規模な交通事故等に起因するもの	１　トンネル内での車両火災 ２　道路上での危険物等の漏洩 ３　バスの転落等事故
その他	沿道での大規模火災等

第２章　　災害予防計画

第１節　道路構造物の災害予防

各道路管理者は、道路構造物の異常を早期に知覚するために点検を実施し、災害発生のおそれがある危険箇所を把握し、改修等を行う。

また、被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有又は調達できる体制を整備する。

市は、関係機関と連携・協力し、救助・救急、医療機関への搬送、不明者の捜索、交通規制、危険物の処理、市民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備するとともに、訓練等を通じて平時から災害対応の習熟に勤める。

第２節　道路管理者等の防災体制の整備

実施主体	内容
市	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
県	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
道路管理者 (市、県、国土交通省中部地方整備局、中日本高速道路株式会社)	１　情報連絡体制の整備 ２　安全設備等の整備 ３　防災体制の確立(情報連絡を含む) ４　異常気象時の通行規制区間の指定 ５　通行規制の実施及び解除 ６　通行規制の実施状況に関する広報 ７　防災訓練の実施
県警察本部(牧之原警察署)	１　情報連絡体制の整備 ２　防災体制の確立(情報連絡を含む) ３　通行の禁止等の措置 ４　信号機等の点検
静岡地方気象台	１　気象観測予報体制及び地震・津波、火山監視体制の整備等 ２　気象等の防災情報の提供等 ３　気象知識等の普及
国土交通省中部地方整備局	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
静岡市消防局	１　情報連絡体制の整備 ２　救助・救急活動に必要な車両及び救急救助用資機材の整備
医療機関	１　情報連絡体制の整備 ２　応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備
建設事業者	１　情報連絡体制の整備 ２　応援業務に関連する情報連絡体制の整備 ３　応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握

第３節　危険物流出等に備えた資機材等の整備

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努めるものとする。

また、特に危険物等の運搬事業者に対しては、運搬車両の安全対策及びイエローカード(化学物質の有毒性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード)の携行の普及促進等を図るものとする。

第４節　防災訓練

市は、県、防災関係機関、道路管理者及び地域市民等と相互に連携し、消火、救助・救出等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第５節　道路トンネル事故の予防対策

各道路管理者は、トンネル内設備の異常を早期に知覚するため、点検整備を実施する。

第６節　関係機関と相互連携体制の整備

１　連絡窓口の明確化

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておくこととする。

２　防災訓練の合同実施

道路管理者や防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助・救出活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図るものとする。

第３章　　災害応急対策計画

事故の状況に応じて、事前配備職員の参集あるいは職員の増員、情報収集体制の確立、災害対策本部の設置など、必要な体制をとる。

第１節　情報の収集･伝達

道路災害発生の通報を受けた場合は、関係部局に内容を連絡する。また、県へも報告する。

災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部局、その他関係機関と共有する。迂回路などの情報と併せて随時市や道路管理者のホームページに掲載するとともに、広報活動を行う。

市、県及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

＜情報連絡系統図＞

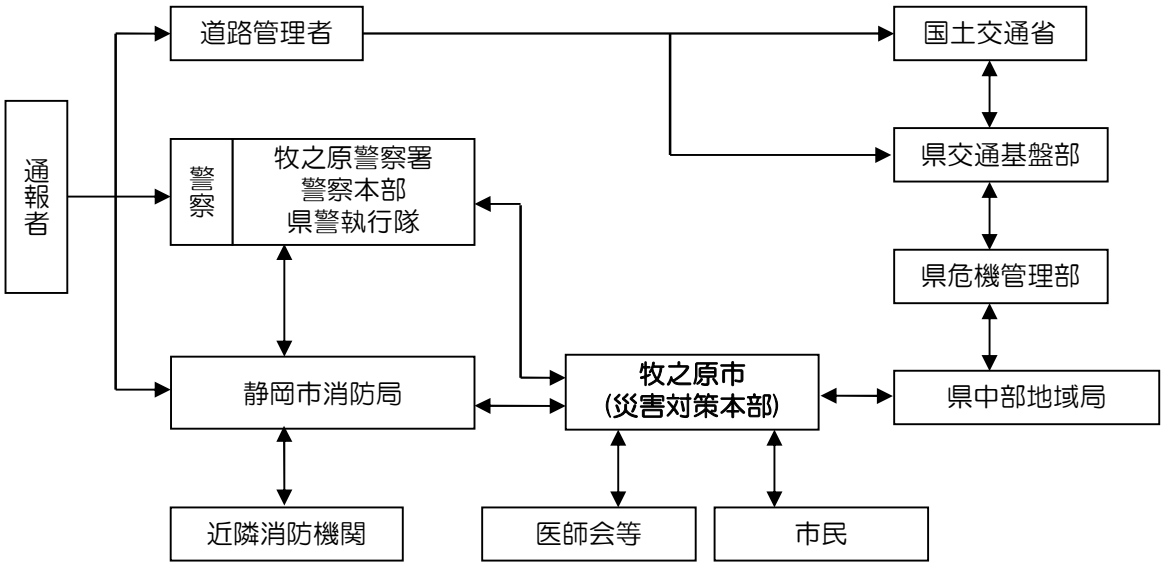

第２節　応急体制

１　市の体制

（1）　情報収集

事故の連絡を受けた市は、静岡市消防局や牧之原警察署等の関係機関から情報を収集し、事故の状況に応じて、関係部課職員の参集、事故対策資機材の事前準備等の初動体制確立のための措置をとる。

区分	内容
任務	１　初期情報の収集・整理 ２　消火活動に関する応援体制の確保 ３　救出救助に関する応援体制の確保 ４　現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整の検討 ５　災害対策本部設置の検討 ６　その他必要な活動の検討 ７　県への報告 ８　広報に関する事項

（2）　災害対策本部

市は、連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行するおそれがある場合で、市長が必要と認めるときは災害対策本部を設置する。(資料編　１　組織・体制)に準ずる。)

災害対策本部の設置及び任務については、(共通対策編　第3章 災害応急対策計画　第2節「組織計画」)のとおり。

２　防災関係機関

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実施主体	内容
道路管理者 (市、県、国土交通省中部地方整備局、中日本高速道路株式会社)	１　負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力 （1）　主要交通路(迂回路)の確保 （2）　災害時における通行の禁止又は制限 ２　道路施設の応急復旧活動に関すること。 （1）　道路の応急復旧 （2）　類似災害の再発防止のための被災箇所以外の道路施設に関する緊急点検の実施
県警察本部(牧之原警察署)	１　災害関係情報の収集及び伝達 ２　被害実態の早期把握 ３　負傷者等の救出救助 ４　緊急交通路の確保等交通上の措置 ５　避難誘導及び二次災害の防止措置 ６　検視及び行方不明者の捜索 ７　市民の安全確保と不安解消のための広報 ８　関係機関の行う災害復旧への協力 ９　その他必要な警察業務
静岡市消防局	１　消火活動 ２　被災者の救出、救護 ３　負傷者の医療機関への搬送
医療機関	１　救護所の開設 ２　負傷者に対する医療処置 ３　患者搬送
建設事業者	負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力

第３節　危険物の流出・散乱に対する応急措置

危険物等の流出・散乱が確認された場合又は想定される場合は、化学物質漏洩事故対応マニュアル(静岡県危険物運搬車両事故防止等対策協議会編)に基づき、次の措置を行う。

１　拡散防止措置等

区分	内容
流出危険物の拡散防止及び除去	１　静岡市消防局及び牧之原警察署は、危険物等の運搬車両に備えてあるイエローカード又は運搬車両の所属事務所から流出危険物の名称、性状、毒性等の状況を把握する。 ２　輸送業者及び静岡市消防局、牧之原警察署、道路管理者は連携して、危険物の防除作業を実施し、拡散防止に努める。
二次災害の防止	１　静岡市消防局等は、流出危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災及び健康被害、環境汚染防止等を行う。 ２　流出危険物による飲料水汚染の可能性がある場合は、市、県及び河川管理者等は、水道水取水機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置をとる。 ３　流出危険物による河川海域等の公共用水域、地中及び大気汚染の可能性がある場合は、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。 ４　必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行う。

２　市民の安全確保

市は、危険物等が流出・散乱した場合は、有毒物質等の拡散等により影響のある地域に対して、付近の住民などの避難、区域への立入禁止等の必要な措置を行う。また、付近の住民などを避難させる際は、安全な地域に避難場所を開設する。

災害の概要及び警戒区域の指定状況、規制の内容(「中毒危険」、「退去命令」、「火気の使用禁止」等)の情報を広報する。

危険物の処理が終了し、安全が確認された場合は、速やかに警戒区域を解除するとともに、その旨広報する。

第４章　　災害復旧計画

第１節　災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第２節　施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

第３節　安全性の確認

応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く市民に周知を図る。

第４節　被害者等へのフォロー

１　健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線市民が大きな被害を受けた場合は、県等と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師による巡回健康診断を実施する。

２　心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害(PTSD)等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第５節　再発防止策の検討

１　対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

Ⅱ 船舶事故対策計画

第１章　　総　則

市の周辺海域において、船舶等の衝突、転覆、火災、浸水等の事故により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合に迅速かつ適切に救助するため、市及び県、防災関係機関がとるべき行動を定める。ただし、油等の流出事故については(Ⅲ 沿岸排出油事故対策計画)の定めるところとする。

第１節　過去の顕著な事故

１　重大な事故事例

本市周辺海域では、幸い大規模な海上事故は起きていないが、過去には他都道府県の周辺海域で多数の死傷者を出す事故が発生しており、本市周辺海域でも起こらないとは限らない。

２　最近の事故事例

近年、本邦及び周辺において発生している事故事例は、以下のとおり。

発生年月日	事故状況
2009年11月 フェリーありあけ 横転事故	三重県沖を航行中のフェリーありあけ（1,910 トン）が波浪により傾き、乗り上げて横転。乗客乗員は全員救出。貨物の移動発生による大傾斜の継続が主な原因。
2014年5月 姫路沖タンカー 爆発事故	兵庫県姫路市で停泊していた油タンカー聖幸丸において、乗組員が甲板で作業していたところ、船体が爆発し、１人が死亡、４人が重傷。
2015年4月 韓国セウォル号 沈没事故	韓国南西部沖合を航行していた韓国旅客船セウォル号に浸水が発生し、その後沈没。死亡行方不明者は 300 人以上。主な原因は過積載等。
2015年7月 北海道苫小牧沖 フェリー火災	「さんふらわあ　だいせつ」は、苫小牧港沖を航行中、車両甲板内で火災が発生し、乗組員による消火活動を行ったが、消火困難となり乗員乗客 93 名は退船し救助され、船員１名が死亡。

第２節　予想される事故と地域

海難とは、海上における船舶又は航空機の遭難その他海上において人命又は財産に被害が生じ、又は生じるおそれのある事態であって、保護を必要とするものであり、主な形態は以下のとおりである。

海難は、個々の形態が異なり、様々な複合的要素を持つため、衝突・浸水・火災・乗揚げによる船体断裂等による燃料油や貨物油の排出など複合的な事故となることがある。

主な形態	内容
衝突	船舶が他の船舶又は物件(岸壁、防波堤、桟橋、流氷等)に接触したことをいう。
乗揚	船舶が、陸岸、岩礁、浅瀬、捨石、沈船等水面下にあって大地に直接又は間接的に固定しているものに乗揚げ、乗切り又は底触して船舶の航行に支障が生じたことをいう。
転覆	船舶が、外力、過載、荷崩れ、浸水、転舵等のため、ほぼ９０度以上傾斜して復元しないことをいう。
浸水	船外から海水等が浸入し、船舶の航行に支障が生じたものをいう。

主な形態	内容
推進器障害	推進器及び推進軸が、脱落、若しくは破損し、又は漁網、ロープ等を巻いたため、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
舵障害	舵取機及びその付属装置の故障、舵の脱落又は破損により、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
火災・爆発	船舶又は積荷に火災が発生したことをいう。燃料その他の爆発性を有するものが引火、化学反応等によって爆発したことをいう。
機関故障	主機関等推進の目的に使用する機械が故障し、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
安全阻害	転覆に至らない船体傾斜、走錨及び荒天難航をいう。

本市の沖合海上は、県内の港に出入りする船舶や東西に往来する船舶が多いので、衝突、座しょうによる遭難、火災等の災害が予想される。

(参考)

海上災害に関する基本的な考え方

1　海上災害のうち、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にあり、また、船舶が衝突したときは、相互の船舶の船長は人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなければならない。

2　他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、船長は人命救助に必要な手段を尽くさなければならない。

3　海難について人命救助を必要とする場合は、第三管区海上保安本部が船長の救助活動の援助を行う。

4　特に陸岸に近い海難については、最初に事件を認知した沿岸市長が救護活動を行う。

【海難による人身事故における対応(任務等)と責務等の内容】

主体	根拠法令	責務等の内容
市長	水難救護法第１条	遭難船舶救護の事務は最初に事件を認知した市長の責務
警察	水難救護法第４条	救護の事務に関し市長を補助
当該船舶の船長	【国内法】 船員法 第１２～１４条	１　人命の救助並びに船舶及び積荷の救助 ２　船舶が衝突したときの人命及び船舶の救助 ３　他の船舶又は航空機の遭難を知ったときの人命の救助
海上保安庁	海上保安庁法第２条	海上保安庁法による海難救助等に関する事務を行う任務

※海難により、人の生命に危険が及び、又は及ぼうとしている場合は、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たったものが災害を受けたときは、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」及び「警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律」が適用され、国又は県から災害給付を受けることができる。

第２章　　災害予防計画

第１節　防災体制の整備

市、県、第三管区海上保安本部をはじめとする防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、船舶事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

実施主体	内容
市	１　情報連絡体制の整備 ２　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ３　防災訓練への参加 ４　関係機関との相互連携体制の整備
県	１　情報連絡体制の整備 ２　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ３　港湾施設の適正利用確保の措置 港内パトロール等を実施し、港湾施設の良好維持と適正利用の確保に努める。 ４　防災訓練の実施 ５　関係機関との相互連携体制の整備
県警察本部 (牧之原警察署)	１　情報連絡体制の整備 ２　捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ３　防災訓練への参加 ４　関係機関との相互連携体制の整備
第三管区海上保安本部 (清水海上保安部御前崎海上保安署)	１　情報連絡体制の整備 ２　救難資機材等の整備及び備蓄 ３　海上交通の安全確保のための措置 （1）　管轄海域及び本県の港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。 （2）　海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する講習会の開催や訪船指導等を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。 ４　防災訓練への参加 ５　関係機関との相互連携体制の整備
静岡市消防局	１　情報連絡体制の整備 ２　消火・救助・救急業務に係る資機材等の整備及び備蓄 海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的・効果的に行うため、地域の実情に応じた資機材の整備等 ３　防災訓練への参加 ４　関係機関との相互連携体制の整備
海上運送事業者等	１　情報連絡体制の整備 ２　海上交通の安全確保のための措置 ３　防災訓練への参加 ４　関係機関との相互連携体制の整備 ５　海上運送法第１０条の３の規定に基づく「安全管理規程」の作成

実施主体	内容
医療機関	１　情報連絡体制の整備 ２　医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ３　防災訓練への参加 ４　関係機関との相互連携体制の整備
静岡地区水難救済会	１　情報連絡体制の整備 ２　各救難所の施設整備及救助用資材の備蓄 関係機関と連携し、海難救助訓練を実施するとともに、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努める。 ３　海難救助訓練の実施
中部運輸局	船舶の安全性を確保するため、船舶の定期的検査、立入検査等を実施し、必要な指導を実施

〈特記事項〉

１　海難防止指導

第三管区海上保安本部(清水海上保安部及び御前崎海上保安署・以下、第三管区海上保安本部という。)は、海難事故防止講習会の開催や訪船等により、船長及び海事関係者を指導し、事故防止に努める。

２　異常気象時における避難体制の確立

第三管区海上保安本部は、気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、船舶に情報提供して事故防止に努める。

３　関係機関との相互連携体制の整備

海上事故災害等の場合における消火活動等を効果的に行うため、静岡市消防局と第三管区海上保安本部は、概ね次の事項の調整をしておく。

（1）　資機材の保有状況等の資料の交換

（2）　消火活動要領及び連絡周知系統の作成

（3）　必要資機材の整備の促進

法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、相互に交換する。

第三管区海上保安本部は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、医療機関との連絡・連携対策の整備を図る。

第三管区海上保安本部等は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、海難船舶に係わる情報など市等との連絡・連携体制を強化しておく。

第３章　　災害応急対策計画

海上災害が発生した場合は、市、県、防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の拡大防止や軽減を図る。

第１節　情報の収集･伝達

海上災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を市、県の関係部局、防災関係機関と共有する。また、発生した事故の態様によっては、適宜、連絡先等を追加、変更するものとする。（下図参照）

なお、広報の必要がある場合は、市は広報活動を行うとともに、市のホームページに掲載する。

〈連絡系統図〉

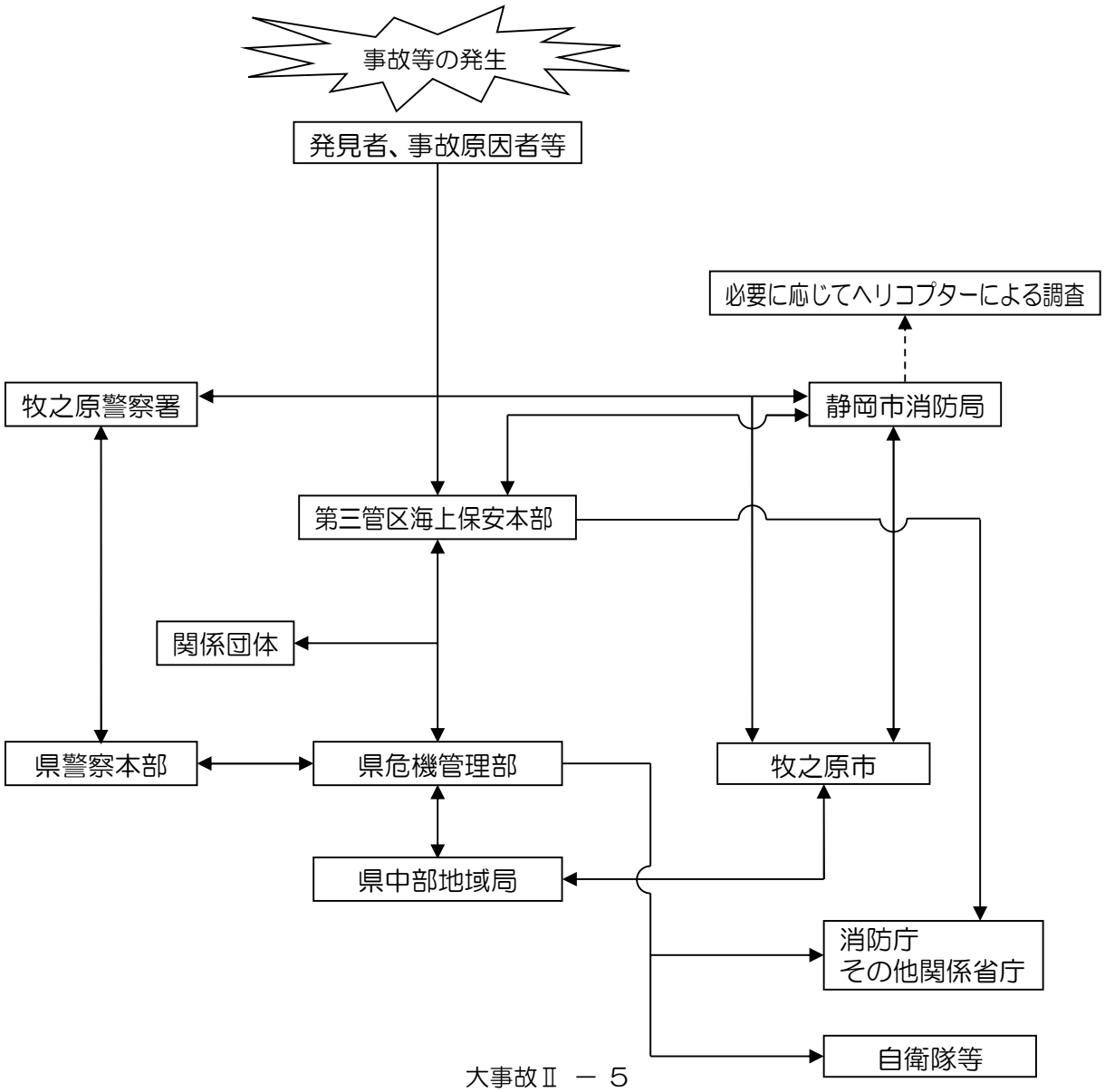

第２節　応急対策

１　応急対策の流れ

海難による人身事故の場合(遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常の体制では対応不可能な場合を想定)

事項	市	県	国	船長等
海難の発生	市の災害対策本部の設置	災害対策本部及び方面本部設置	１　海上保安本部による被害規模等の情報収集 ２　海上保安本部から県等への情報連絡	最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報
捜索活動	沿岸海域を中心とする市の捜索活動	海上保安本部等と連携をとった県ヘリ等による捜索活動	海上保安本部のヘリ等による捜索活動	
救助・救出活動	沿岸海域を中心とする市の救助・救急活動	海上保安本部等と連携した救助・救急のための県ヘリ等の出動	海上保安本部による沿岸市町及び県等と連携した救助・救急活動	救助・救急活動
医療・救護活動	１　市は医師の確保を行い、救護班を編成し、負傷者等の医療・救護措置を実施 ２　市は必要に応じて、県に対して、県医師会、日本赤十字社静岡県支部等の派遣を要請 ３　要請に基づく医療機関の医療・救護活動	沿岸の関係市町からの要請による医療機関への救護班の派遣要請	海上保安本部から沿岸の関係市町への医療活動要請	
消火活動(必要な場合に応じて)	消火活動等について、静岡市長へ要請	消防庁を通じての他の都道府県の消防機関への応援要請	１　海上保安本部による沿岸市町の消防機関と連携した消火活動 ２　消防庁による緊急消防援助隊の派遣	
緊急輸送活動	市は被害の状況に応じて、車両等の確保・配置(困難な場合は、県に対して調達のあっせん依頼)	県は、沿岸の関係市町とともに、必要に応じて、航空機の臨着場及び緊急物資の搬入・搬出等に関する職員を手配	１　海上保安本部は、必要に応じて、緊急輸送を円滑に行うための船舶交通の制限又は禁止 ２　中部運輸局静岡運輸支局、県旅客船協会は、県からの要請に基づく緊急輸送車両又は船舶の調達又はあっせん	

(注)その他、県知事等の要請に基づく自衛隊による捜索、救助・救急、医療、消火、緊急輸送活動等

２　災害対策本部

市は、連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行するおそれがある場合で、市長が認めるときは、災害対策本部を設置する。((資料編　１ 組織・体制)に準ずる。)

災害対策本部の設置及び任務については、(共通対策編　第3章 災害応急対策計画　第2節「組織計画」)のとおり。

3　防災関係機関

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実施主体	内容
県警察本部 (牧之原警察署)	1　情報の収集・伝達 2　捜索活動 3　救助・救出活動 4　交通規制の実施
第三管区海上保安本部 (清水海上保安本部御前崎海上保安署)	1　情報の収集・伝達 2　海上における治安維持 3　海上における船舶交通の安全確保 4　海難の際の人命救助及び船舶の救助 5　現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動
静岡市消防局	1　情報の収集・伝達 2　消火活動 3　救出・救助活動 4　流出危険物に関する対応
海上運送事業者等	1　情報の収集・伝達 2　各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置 3　市町村や海保等に対する必要な支援の要請 4　事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 5　2次災害の防止活動 6　危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防や警察への報告 7　被災乗員家族等への情報提供(乗員に被害が出た場合) 8　被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配 9　代行輸送者、牽引船等の手配 10　乗員の避難誘導 11　乗員に対する広報
医療機関	1　情報の収集・伝達 2　医療救護活動
静岡地区水難救済会	1　情報の収集・伝達 2　遭難者の救助
各港湾・漁港管理者	1　関係先への事故情報の伝達 2　岸壁等港湾施設の使用制限 3　海上保安部長等からの要請に基づく港湾利用に関する措置

〈特記事項〉

1　捜索・消火活動

海上保安部及び関係機関が捜索・消火活動を実施する。

2　救助・救出活動

遭難船舶を認知した場合は、市、静岡市消防局、牧之原警察署、第三管区海上保安本部に連絡する。市、静岡市消防局、牧之原警察署、第三管区海上保安本部は海岸等現場において必要な活動を実施する。

３　医療・救護活動等

傷病者が多数発生した場合は、市は救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。

第４章　　災害復旧計画

災害復旧計画については、(Ⅰ　道路事故対策計画　第4章 災害復旧計画)に準ずる。

Ⅲ 沿岸排出油事故対策計画

第１章　　総　則

市の海域において、大量の油等が排出された場合の拡散防止と回収を実施し、沿岸の市民の安全を図るとともに、環境汚染を最小限に防ぐための市及び県、防災関係機関の措置を定める。

第１節　過去の顕著な事故(市近海での最近の油流出事故)

発生年月日	事故状況
平成１４年 8月8日	御前崎灯台の南東約約3.7マイルの海上で貨物船第二広洋丸(総トン数４６２トン)と韓国籍貨物船SUN TRUST(総トン数２,７４７トン)が衝突沈没、SUN TRUSTの燃料油等約１３８キロリットルが流出し、油の一部が静岡県富士市沿岸及び西伊豆沿岸に漂着した。静岡県知事他２３市町村長に対し、海防法第４１条の２に基づく防除要請がなされた。

第２節　流出事故の主な対策

沿岸排出油事故における主な対策は次のとおりである。

１　海上における事故現場での応急防除措置
２　油等が流出した場合の海上での拡散防止及び回収
３　流出した油等が陸地に漂着した場合の防除対策
４　回収した油等の保管、運搬、処理に関する業務

第３節　重油等の種類と性質

種類	性質
A重油	１　流出源から数百m～数マイル漂流しながら、風浪等の影響で一部蒸発攪拌され、希釈分散する。 ２　対応としては、閉鎖性海域で発生し、沿岸漂着が予測される場合は、早々に洋上回収・処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 ３　オイルフェンスの活用による油の包囲、又は誘導により回収を行う。 ４　沖合の開放海域で、沿岸漂着の可能性のない場合は、漂着監視を実施し、漂着の可能性がある場合は、油処理剤を散布し、航走攪拌を実施する。 ５　油処理剤の使用については、使用前にテストを行い、効果の確認を行うとともに、関係機関と協議の上、漁業関係者の同意を得た上で使用する。
C重油	１　大型船の燃料として使用され、また火力発電用の燃料として大量に輸送されており、一旦事故が発生すれば流出量が多く、かつ、防除に要する日数も長くなるため、甚大な被害を発生させる可能性がある。 ２　C重油は蒸発せず、１～３日ほどで乳化(ムース化)する。 ３　沿岸漂着により、漁業、工業プラント、観光産業等に被害を及ぼす。 ４　対応としては、沿岸漂着が予測される場合は、オイルフェンスの活用により早期に洋上回収処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 ５　C重油は、油処理剤の効果がない場合もあり、使用前にはテストを行い、効果の確認を行う。また、沿岸漂着した場合は、長期間に及ぶことを念頭に作業員の手配を行う。

種類	性質
原油	１　流出量が多いとき、油種によっては原油ガスの発生に注意が必要であり、風下は広範囲にわたり危険海域となる。 ２　非防爆型の作業船の接近は避けなくてはならない。 ３　原油の蒸発成分は、１～３日のうちに蒸発し、残油は急速に乳化(ムース化)していく。 ４　対応としては、海上に流出した後、乳化(ムース化)前は、早々に洋上回収・処理を行い、軽質分が蒸発、又は乳化(ムース化)したときは、C重油と同じである。
ガソリン	１　ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。 ２　早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。 ３　対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯市民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては市民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。 ４　やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、又は消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの大気拡散を抑制する。
軽油	１　軽油が海上に流出すると、早期に拡散する。 ２　対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯市民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては市民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。 ３　やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、又は油吸着マット等により回収を行う。
灯油	１　灯油が海上に流出すると、早期に拡散する。 ２　対応としては、風上側から放水による拡散促進、又は油吸着マット等により回収を行う。
潤滑油	１　潤滑油が海上に流出すると、早期に拡散する。 ２　対応としては、風上側から放水による拡散促進、又は油吸着マット等により回収を行う。
ケミカル類	１　油以外の液体物質のうち、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和４５年１２月２５日法律第１３６号、以下「海防法」という。)第３条第３号で規定する物質のケミカル類は、海上に流出した場合の変化は、種類により浮上、沈降、水中浮遊とさまざまである。 ２　多くの場合は、引火又は有毒性の危険があり、更に複数の水溶性のケミカルが混じり合うと反応し合うこともあり、その都度専門家等による確認を要する。 ３　対応としては、変化及び特性に合わせて、専門家の指示に従う。
液化ガス	１　メタンを主成分とする天然ガスを冷却液化したものを液化天然ガス又はLNG(Liquefied Natural Gas)という。 ２　LPG(Liquefied Petroleum Gas)とは、液化石油ガスのことで、石油系の炭化水素のうち、プロパン、ブタンを主成分とする混合物のことである。 ３　LNGについては、海上に流出後、直ちに気化し、大気中に拡散する。気化する際に形成される白い蒸気雲により危険範囲を把握し、着火源を近づけないことが肝要である。 ４　LPGについては、ガス比重が空気より重く、低部に滞留するため、取扱上最も注意をしなければならず、ガス検知器でガス濃度を測定するとともに、発火物を近づけないことが肝要である。

(参考)

〈油等排出事故災害に関する基本的な考え方〉

海洋での油等の防除義務者【指導・監督機関:海上保安庁】

１　総括的な規定

主体	根拠法令	責務等の内容
船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者	海防法第２条 (総括的な規定)	油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合は、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

２　具体的な排出物ごとの規定

海防法では、上記の一般的な防除義務の規定に加えて、排出物ごとに具体的な責任等を記している。

排出物の定義については、海防法第３条に規定されている。

（1）　大量の油等が排出された場合

主体	根拠法令	責務等の内容
１　船舶の船長又は管理施設の管理者 ２　排出の原因となる行為をしたもの	海防法第３９条第１項	排出された油等の広がり及び引続く油等の排出の防止並びに排出された油等の除去のための応急措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第３９条第３項	当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。
定義	海防法施行規則第２９条：特定油……蒸発しにくい油(原油等)	
濃度及び量の基準	海防法施行規則第３０条：特定油分の濃度が、特定油１万cm^3当たり１０cm^3以上 特定油の量が、１００リットル以上の特定油分を含む量	

（2）　廃棄物等が排出された場合

主体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁長官	海防法第４０条	廃棄物その他の物(油及び有害液体物質を除く。)の排出により、又は船舶の沈没若しくは乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障がいを及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合は、当該廃棄物その他の物を排出したと認められる者又は当該沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、当該廃棄物その他の物の除去又は当該船舶の撤去その他当該汚染の防止のため必要な措置を構ずべきことを命ずることができる。

※(1)及び(2)の場合における海上保安庁長官による措置(海防法第４１条第１項)

措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、当該船舶の船舶所有者又は海洋施設等の設置者に負担させることができる。

（3）　危険物が排出された場合

主体	根拠法令	責務等の内容
１　船舶の船長又は管理施設の管理者 ２　排出の原因となる行為をしたもの	海防法第４２条の２第３項	直ちに、引続く危険物の排出の防止及び排出された危険物の火災の発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、危険物の排出があった現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第４２条の５第１項	当該排出された危険物による海上火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれのある海域にある者に対し火気の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に侵入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ずることができる。

漂着・回収後の油等の処理・処分責任者【指導・監督機関：環境省・都道府県】

主体	根拠法令	責務等の内容
船舶所有者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故については、厚生省通知(平成９年１月２３日)により「今回の事故により海岸に漂着した油について、回収し、一時保管場所に集積等された後の運搬・処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。また、集積された排油等の廃棄物については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われたいこと。」となっており、この計画においてもその考え方を適用する。

重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等

主体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁	海上保安庁法第２条 海防法第３９条第３項 第４２条の１５第１項	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることを命じ、又は措置を構ずべき者がその措置を講じていないと認めるとき、又は措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと認めるときは、指定海上防災機関に排出油等の防除措置を指示することができる。
指定海上防災機関	海防法第４２条の１４第１号～第２号	海上保安庁長官の指示を受けて排出油等の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。
国土交通省 港湾局 地方整備局	国土交通省設置法第４条第１５号,第１０３号 第３１条第２号	１　海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。 ２　国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。
地方公共団体	災害対策基本法第５０条第１項第６号	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
港湾管理者	港湾法第１２条第２号、第６号、第３４条	１　港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。(港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。) ２　消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。
漁港管理者	漁港漁場整備法第４条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。

第２章　　災害予防計画

第１節　防災体制の整備

市、県、第三管区海上保安本部をはじめとする防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、排出油事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

実施主体	内容
市	１　情報連絡体制の整備 ２　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ３　防災訓練への参加 ４　関係機関との相互連携体制の整備段階的対応 ５　静岡県沿岸排出油等防除協議会との連携 ６　協力要請に基づく、防除活動の実施及び支援 ７　ボランティア等に対する支援
県	１　情報収集体制の整備 ２　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ３　防災訓練の実施 ４　関係機関との相互連携体制の整備 ５　静岡県沿岸排出油等防除協議会との連携 ６　協力要請に基づく、防除活動の実施及び支援 ７　ボランティア等に対する支援
県警察本部 (牧之原警察署)	１　情報連絡体制の整備 ２　捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ３　防災訓練への参加 ４　関係機関との相互連携体制の整備
第三管区海上保安本部 (清水海上保安部、御前崎海上保安署)	１　情報連絡体制の整備 ２　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 （1）　油流出事故発生時に必要な資機材を整備するとともに、緊急時の調達方法を定めておくものとする。 ３　海上交通の安全確保のための措置 （1）　管轄海域及び本県の港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努めるものとする。 （2）　海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する講習会の開催や訪船指導等を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。 ４　防災訓練への参加 ５　関係機関との相互連携体制の整備
静岡市消防局	１　情報連絡体制の整備 ２　消火・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的・効果的に行うため、地域の実情に応じた資機材の整備等 ３　防災訓練への参加 ４　関係機関との相互連携体制の整備
静岡県沿岸排出油等防除協議会	１　情報連絡体制の整備 ２　排出油等の防除に関する計画の策定 ３　排出油等の防除に必要な施設、資機材の整備の推進 ４　排出油等の防除に関する研修及び訓練 ５　排出油等の防除活動の実施の推進 ６　関係機関との相互連携体制の整備

第２節　防除資機材等の整備

関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、その調達方法等を定めておく。

第３節　沿岸域及び海域利用情報の収集・整理

排出油の事故災害で大きな被害を受ける沿岸域において、その地域の特性に応じた防除措置を迅速かつ的確に行うためには、あらかじめ、沿岸域の利用状況等を把握しておくことが重要であることから、市は沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を収集整理しておくものとする。

なお、優先的に保護すべき施設等の優先順位について、あらかじめ検討しておくものとする。

第４節　人材の育成

市は、排出油の防除活動を的確に行うために、排出油の性状、資機材の操作等に関する知識、ノウハウが必要であることから、関係団体等が実施する研修会等を活用し、人材の育成に努めるものとする。

第５節　防災訓練

市は、第三管区海上保安本部(清水海上保安部及び御前崎海上保安署・以下、第三管区海上保安本部という。)等、防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加することとし、防災訓練を通じた相互の連携強化に努めるものとする。

市は、防災関係機関と協力し、過去の災害状況、予想される油等の流出事故の規模、災害の程度等を想定するなどして、実践的な訓練の実施に努めるものとする。

第６節　関係機関との相互連携体制の整備

市及び関係機関は、排出油等の防除に関して専門的な知識、ノウハウを有する団体等との間で災害発生時の支援内容や方法等について、あらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、相互の連携強化に努めるものとする。

また、防災関係機関等が実施する防除活動への支援のほか防除資機材の調達や輸送を行う団体等の活動内容等をあらかじめ把握し、協力依頼等を行うものとする。

第３章　　災害応急対策計画

大量の油等の排出又は排出のおそれのある災害が発生した場合は、市、県、防災関係機関は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の軽減を図る。

第１節　情報の収集･伝達

海上災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を市、県の関係部局、防災関係機関と共有する。広報の必要がある場合は、市は広報活動を行うとともに、市のホームページに掲載する。

〈連絡系統図〉

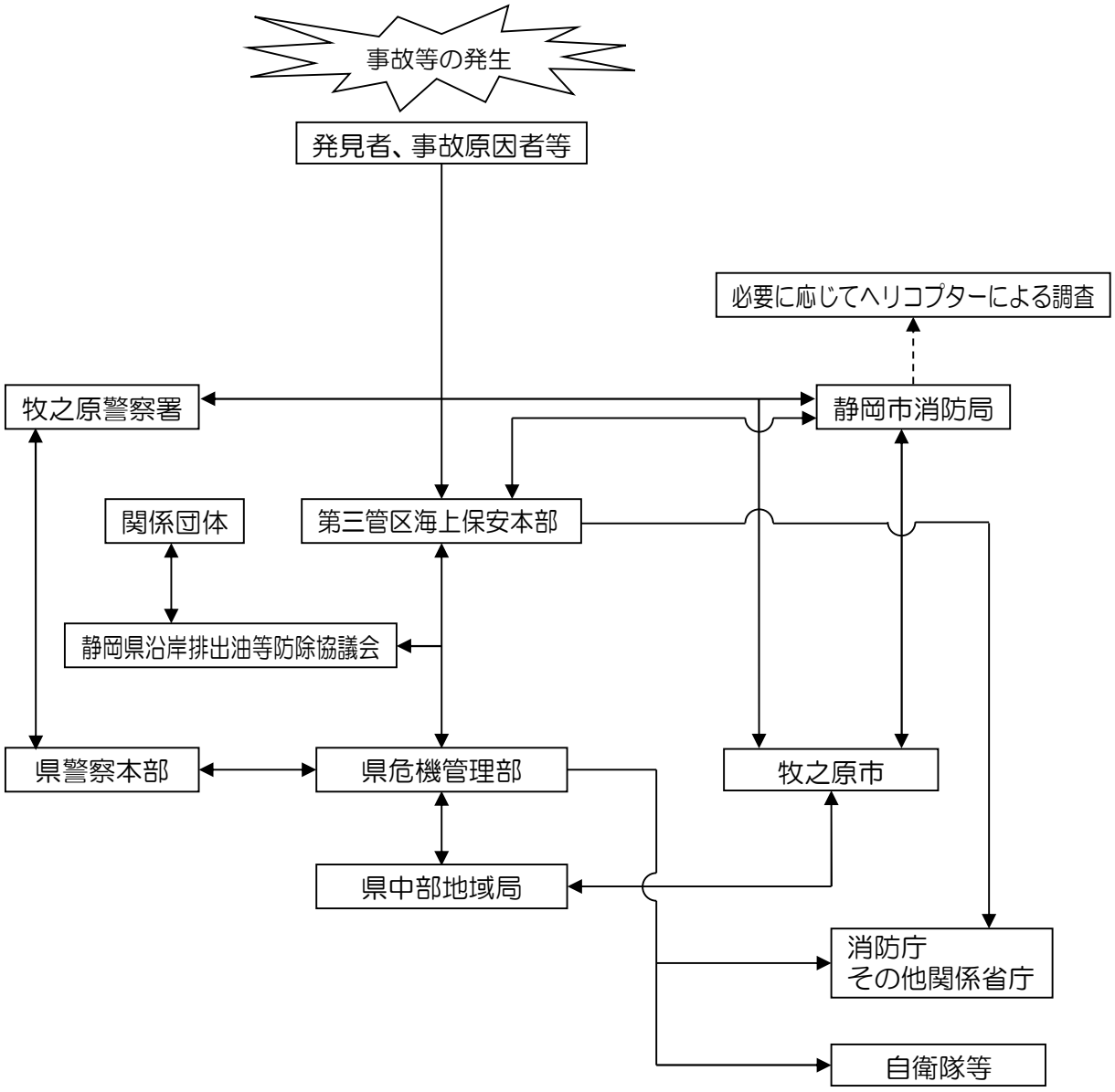

第２節　応急対策

１　応急対策の流れ

事項	市	県	国	船長等の防除義務者
大規模な重油等の流出事故の発生	防除関係者は出動待機	１　情報収集 ２　突発的応急体制の準備・防除関係者への情報提供	１　防除資機材の調達 ２　海上保安本部から県等に情報連絡 ３　海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導	１　防除措置の実施 ２　最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報
発災海域における防除措置	海上保安本部等からの要請に基づく防除措置の実施		海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合は、指定海上防災機関に指示、及び自ら応急的な防除措置を行うとともに、関係機関等に協力要請	
(陸岸に漂着する可能性がある場合)	１　市の警戒本部設置 ２　市による防除資機材の調達	１　突発的応急体制の確保 ２　防除資機材の調達	巡視船艇、航空機等による監視	
(陸岸に漂着可能性が大きい場合)	１　市災害対策本部設置 ２　市による陸岸のパトロール	１　災害対策本部及び方面本部設置 ２　陸岸のパトロール		
沿岸海域における防除対策	静岡県沿岸排出油等防除協議会会員等による沿岸海域での防除作業の協力	海上保安本部からの要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合の必要な対応	海上保安本部の沿岸海域における防除作業	
陸岸における回収作業	１　市による回収作業計画の策定 ２　市による回収作業 ３　市によるボランティアの受入窓口の設置	１　回収方針策定・沿岸市町の回収作業計画の総合調整 ２　災害救援専門ボランティアの派遣調整 ３　ボランティアの紹介窓口設置 ４　必要により、自衛隊への派遣要請 ５　必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あっせん	１　海上保安本部は、県等からの要請に基づき、陸岸での防除作業の指導及び協力を実施 ２　知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与	
回収後の処理		(産業廃棄物の場合) 収集、運搬、処分について、船舶所有者を指導		(産業廃棄物の場合) 船舶所有者は、県の指導を受け、収集、運搬、処分を実施

2　市の体制

（1）　実施内容

区分	内容
任務	1　情報の収集・伝達 2　関係機関への事故情報の伝達 3　市災害対策本部の設置(必要に応じて) 4　沿岸等における排出油等の状況調査 5　管理施設の自衛措置 6　原因者等が沿岸において実施する防除活動に対する指導等 7　沿岸市民に対する油等に関する情報提供及び災害対策基本法第60条第1項に基づく避難の指示等 8　ボランティアの受入れ 9　協定等に基づく近隣市町への援助要請 10　第三管区海上保安本部等からの要請に基づく防除措置 11　医療救護活動(負傷者があった場合) 12　静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画

（2）　災害対策本部

市は、連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行するおそれがある場合で、市長が認めるときは、災害対策本部を設置する。((資料編　1　組織・体制)に準ずる。)

災害対策本部の設置及び任務については、(共通対策編　第3章 災害応急対策計画　第2節「組織計画」)のとおり。

3　防災関係機関

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実施主体	内容
県警察本部 (牧之原警察署)	1　情報の収集・伝達 2　警察用航空機、警察用船舶及び陸上からの目視等による事故及び被害情報の収集 3　事故及び被害状況の関係機関への連絡 4　被災区域周辺の警戒及び交通規制等の実施 5　市民の避難誘導及び立入り禁止区域の設定 6　防災関係機関の防除活動への支援
第三管区海上保安本部 (清水海上保安部御前崎海上保安署)	1　情報の収集・伝達 2　事故関連情報の収集・整理及び会員等関係先への通報 3　巡視船艇等の現場への派遣 4　付近航行船舶等に対する措置 5　原因者等が実施する油等の防除活動及び事故船舶の船体措置に対する指導等 6　防除協力者等に対する指導等 7　海防法の規定に基づく権限等の発動 8　事故情報及び防除作業に関する広報等 9　医療救護活動(負傷者があった場合) 10　現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動
静岡地方気象台	1　情報の収集・伝達 2　静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び気象情報等の提供

実施主体	内容
中部地方整備局 静岡河川事務所	１　情報の収集・伝達 ２　清水海上保安部及び中部地方整備局への事故情報の伝達 ３　直轄海岸及び河川区域における状況調査及び自衛措置 ４　原因者等が直轄海岸・河川区域において実施する防除活動に対する指導等 ５　関係業界等との協定に基づく資材の斡旋等 ６　静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 ７　海上保安部長等からの要請に基づく防除措置
静岡市消防局	１　情報の収集・伝達 ２　関係先への事故情報の伝達 ３　沿岸等における排出油等の状況調査 ４　沿岸市民に対する、排出油等に関する情報提供 ５　火災警戒区域の設定等消防法第23条の2に定める措置 ６　救急活動(負傷者がいる場合) ７　協定に基づく近隣消防機関への応援要請
医療機関	１　情報の収集・伝達 ２　医療救護活動(負傷者がある場合)
静岡県沿岸排出油等防除協議会	１　情報の収集・伝達 ２　沿岸等における排出油等の情報収集 ３　流出油の防除活動の調整 ４　総合調整本部の設置・運営
船舶運行者	１　情報の収集・伝達 ２　各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置 ３　海上保安部等や防除関係機関に対する必要な支援の要請 ４　事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 ５　2次災害の防止活動 ６　危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防や警察への報告 ７　被災乗員家族等への情報提供(乗員に被害が出た場合) ８　被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配 ９　代行輸送者、牽引船等の手配 １０　乗員の避難誘導
関係団体(御前崎港安全対策協議会)	１　関係先への事故情報の伝達 ２　排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ３　静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供
各港湾・漁港管理者	１　関係先への事故情報の伝達 ２　港湾、漁港区域内等における排出油等の状況調査 ３　港湾・漁港区域の自衛措置 ４　原因者等が港湾・漁港区域内において実施する防除活動に対する指導等 ５　会長への情報提供 ６　海上保安部長等からの要請に基づく防除措置 ７　静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画及び情報提供

〈特記事項〉

１　情報の収集・伝達

油等流出事故が発生し、被害の発生又はその恐れがあるときは、市は海岸線のパトロールを実施し、その状況を海上保安部、県及び関係機関に報告する。

事故発生状況や異臭等による沿岸地域への影響等について、市は広報活動を行うとともに、市のホームページに掲載する。

漁協は、海上の流出油の漂流状況や今後の漂流予測情報を定期的に入手し、漁業関係者等に伝達する。

漁協は、自発的に又は市の要請に応じて、漁船による海域のパトロールを実施し、収集した情報を市及び漁業関係者等に伝達する。

2　流出油の防除措置

市は、漂着油により海岸等が汚染される場合は、原因者の要請により除去作業を実施する。

また、必要に応じて回収油の保管場所を確保する。

漁協は、防除作業に必要な用具類を原則として漁協自体で調達する。

漁協は、必要に応じて漁業関係施設の防除、漁場等の漂着油の除去及び地元海域での海上防除作業を実施する。

3　警戒区域の設定、現場警戒及び避難

市及び牧之原警察署は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区域及び立入制限を設定し、現場の警戒を行う。また、危険物質の拡散により健康等への影響がある地域に対し、避難指示を発令し、安全な地域の避難場所を開設する。

4　救助・救急活動

市及び静岡市消防局は、現場において救助活動を実施し、傷病者等を医療機関に搬送する。

遭難船舶を認知した場合は、市、静岡市消防局、牧之原警察署、第三管区海上保安本部に連絡する。市、静岡市消防局、牧之原警察署、第三管区海上保安本部は海岸等現場において必要な活動を実施する。

5　医療救護等

傷病者が多数発生した場合は、市は必要に応じて救護所を設置し、対応にあたる。

6　漁業対策

漁業関係施設等の防除の基本方針

漁場及び漁業関係施設の防除は、以下の方針に基づき実施する。

（1）　磯根漁場

可能な限り洋上で防除することとし、万一漂着した場合は、漂着油が認められない程度までの除去作業に努める。

（2）　定置網、養殖施設等

流出油の接近が確認された場合は、安全海域への移動、安全水深への沈降、漁具等の一時的な撤去及びオイルフェンスによる囲い込み等により被害の回避に努める。

（3）　漁港施設

漁港施設のうち、物揚げ場、荷さばき場等は、流出油による汚染を防止し、常に清潔を保つように努める。

第４章　　災害復旧計画

第１節　災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第２節　施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

第３節　安全性の確認

応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く市民に周知を図る。

第４節　被害者等へのフォロー

１　健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿岸市民が大きな被害を受けた場合は、市は県と協力して相談窓口を設置するとともに、保健師による巡回健康診断を実施する。

２　心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害(PTSD)等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第５節　再発防止策の検討

１　対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

第６節　環境保全対策

市は水域等の環境調査を実施し、関係機関に報告する。悪臭の発生等により健康被害の恐れのある場合は、健康相談に対応する。

海鳥、海生動物等に被害が発生した場合は、関係機関とともに保護に努める。

第７節　補償対策

船舶油濁損害補償法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、直接的な被害、回収作業に要した費用等を船舶所有者に対し請求する。

第８節　風評被害防止対策

市は、県、県漁連及び各漁協と連携し、汚染魚介類の流通及び水産物の風評被害を未然に防止するとともに、魚介類の安定的供給の確保を図るものとする。

Ⅳ 鉄道事故対策計画

第１章　　総　則

市の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故又は火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合は、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、市がとるべき行動を定める。

第１節　過去の主な事故(死負傷者を伴うもの)

該当なし

第２節　予想される事故と地域

１　事故の形態及び発生要因(国土交通省鉄道事故等報告規則)

事故の形態	内容	発生要因
列車事故	列車衝突事故 列車脱線事故 列車火災事故	１　信号の故障等により列車が追突又は正面衝突 ２　速度超過でカーブに進入し転覆脱線 ３　地震により列車が持ち上げられて脱線 ４　局地的な突風により列車が持ち上げられて脱線 ５　線路上の置き石により脱線 ６　電気系統の故障や車内に持ち込まれた可燃物等が燃焼
鉄道人身事故	列車又は車両の運転により人が死傷したもの	―
鉄道物損事故	列車又は車両の運転により５００万円以上の物損が生じたもの	―

２　鉄道事業者及び運行路線(牧之原市に関連する事項)

会社名	路線名	区間	営業キロ(km)
東海旅客鉄道(株)	東海道新幹線	熱海　～　浜松	１５２.７

第２章　　災害予防計画

第１節　防災体制の整備

実施主体	内容
市	１　情報連絡体制の整備 ２　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ３　防災訓練への参加 ４　関係機関との相互連携体制の整備
県	１　情報連絡体制の整備 ２　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ３　災害発生の防止又は拡大防止のための措置関係機関との相互連携体制の整備 ４　防災訓練の実施 ５　関係機関との相互連携体制の整備
県警察本部 (牧之原警察署)	１　情報連絡体制の整備 ２　捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ３　防災訓練への参加 ４　関係機関との相互連携体制の整備
中部運輸局	１　情報連絡体制の整備 ２　鉄道事業者に対する安全指導 管内で鉄道事業を営むものに対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度立入検査 ３　救助・救出に係る資機材等の整備及び備蓄 ４　防災訓練への参加 ５　関係機関との相互連携体制の整備
静岡市消防局	１　情報連絡体制の整備 ２　消火・救助・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ３　防災訓練への参加 ４　関係機関との相互連携体制の整備
鉄道事業者	１　情報連絡体制の整備 ２　鉄道施設の安全対策の推進、防災体制の整備、職員に対する教育・訓練の実施 ３　乗務員に対する適性検査の定期的実施 ４　車両や施設に関する安全確保の実施 （1）　土砂災害等から鉄道の保全を図るため、トンネル、落石覆工その他の線路防護施設の整備・点検、軌道・踏切等の定期的検査 （2）　列車集中制御装置(CTC)、自動列車停止装置(ATS)の高機能化、線路防護施設の整備促進等、安全性の向上につながる施設の整備 ５　安全管理規定、防災業務計画、防災業務実施計画、事故・災害等応急処理手続に関するマニュアル等防災計画の作成 ６　応急対策用資機材の整備 ７　防災訓練への参加 ８　関係機関との相互連携体制の整備
医療機関	１　情報連絡体制の整備 ２　医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ３　防災訓練への参加 ４　関係機関との相互連携体制の整備
関係団体	情報連絡体制の整備

第２節　鉄道交通の安全確保

鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生の防止に努める。また、一般公衆に対する啓発を行う。

第３節　応急対策用資機材等の整備

鉄道事業者は、社内の保安規定に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておくものとする。

第４節　防災訓練

鉄道事業者は、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的に実施し、習熟に努める。また、市、静岡市消防局、牧之原警察署、県、その他関係機関と合同で、列車の脱線・転覆等、大規模な鉄道事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施について検討するものとする。

第５節　関係機関との相互連携体制の整備

鉄道事業者は、事故災害発生時の市、静岡市消防局、牧之原警察署、県、その他の関係機関との連携についてあらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に努めるものとする。

第３章　　災害応急対策計画

鉄道災害が発生した場合は、次の対策を行う。

第１節　情報連絡体制の整備

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域市民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模鉄道事故が発生した場合は、速やかに次の経路により関係機関に通報するものとする。

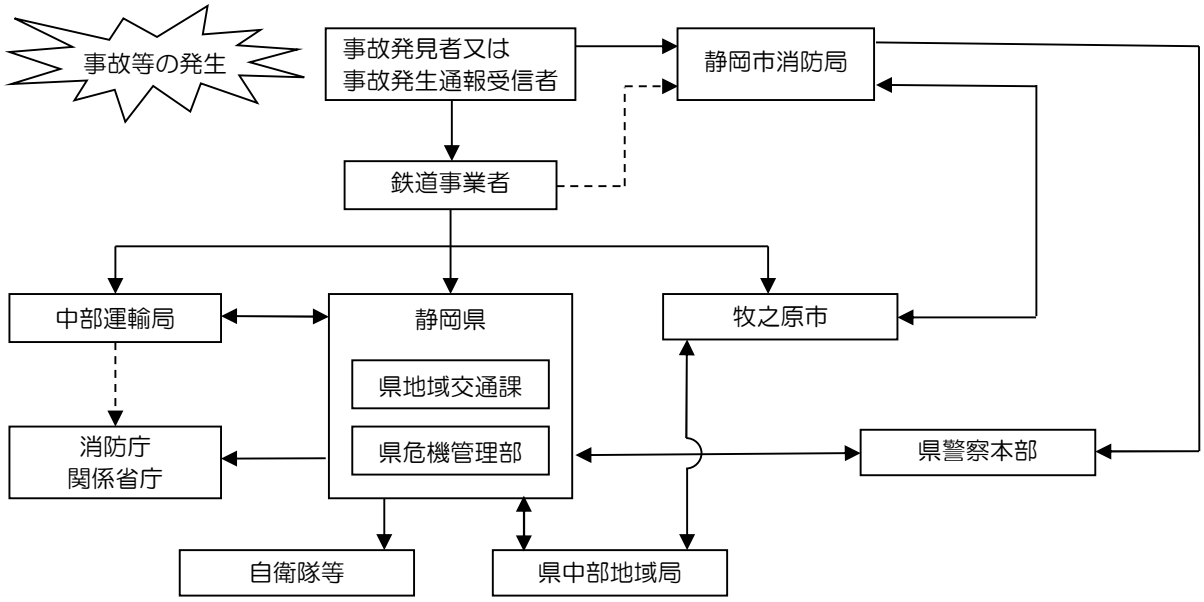

このほか、地域市民からの１１０番、１１９番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

また、市及び県は通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

第２節　応急対策

１　市の体制

（1）　実施内容

区分	内容
任務	１　情報の収集・伝達 ２　職員の非常参集、市災害対策本部設置など必要な体制の確立 ３　県又は防災関係機関への協力・応援要請 ４　医療救護活動の支援 ５　避難誘導、避難所の開設 ６　遺体安置所の設置 ７　市民に対する広報

（2）　災害対策本部

市は、連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行するおそれがある場合で、市長が認めるときは、災害対策本部を設置する。(資料編　1　組織・体制)に準ずる。)

災害対策本部の設置及び任務については、(共通対策編　第3章 災害応急対策計画　第2節「組織計画」)のとおり。

2　関係機関等

実施主体	内容
県警察本部 (牧之原警察署)	1　災害関係情報の収集及び伝達 2　被害実態の早期把握 3　負傷者等の救出救助 4　緊急交通路の確保等交通上の措置 5　避難誘導及び二次災害の防止措置 6　検視及び行方不明者の捜索 7　市民の安全確保と不安解消のための広報 8　関係機関の行う災害復旧への協力 9　その他必要な警察業務
中部運輸局	情報の収集・伝達
静岡市消防局	1　情報の収集・伝達 2　消火活動 3　救助・救急活動
鉄道事業者	1　情報の収集・伝達 2　各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 3　自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配 4　市や県に対する必要な支援の要請 5　事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 6　後続列車の衝突等の２次災害の防止活動 7　危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告 8　被災者の家族等への情報提供 9　被災者及び被災家族に対する必要な手配 １０　代行輸送等の手配 １１　避難誘導 １２　乗客等に対する広報
関係団体	日本赤十字社静岡県支部 1　医療及び遺体措置に関すること 2　血液製剤の確保及び供給のための措置

〈特記事項〉

1　情報の収集・伝達

鉄道災害発生の通報を受けた場合は、関係部局に内容を連絡する。また、県へも報告する。

災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部局、その他関係機関と共有する。広報の必要がある場合は、市は広報活動を行う。

2　広報活動

鉄道事業者は、事故の応急対策の実施状況及び復旧見込み等についての情報を、定期的又は随時の記者会見等により、報道機関に提供するものとする。

3　消火活動

火災が発生している場合、静岡市消防局は迅速な消火、二次災害の防止等の活動を実施する。

4　救助・救急活動

現場において、静岡市消防局は救助活動を実施し、救助した傷病者等を医療機関に搬送する。

5　医療救護等

傷病者が多数発生した場合は、市は救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。

6　避難

乗客を一時的に避難させる必要がある場合は、安全な地域に避難場所を開設する。避難誘導を行うと同時に、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を避難者に提供する。

第4章　　災害復旧計画

災害復旧計画については、(Ⅰ 道路事故対策計画　第4章 災害復旧計画)に準ずる。

Ⅴ 航空機事故対策計画

第１章　　総　則

静岡空港等（「静岡空港航空機事故等対応計画」）に定める空港の滑走路中心から概ね半径９キロメートルの範囲をいう。）及びその他の地域において、航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合又は、発生する恐れがある場合は、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市及び県、防災関係機関がとるべき行動を定める。

第１節　過去の顕著な災害

該当なし

第２節　予想される事故と地域

航空機事故とは、航空機が航行中に起きる事故であり、航空機事故の形態としては以下のような形があげられる。

事故の形態	内容
墜落	１　墜落は飛行中に突然発生することが多く、空港内だけでなく市街地、海、山など墜落場所を問わないため、墜落場所によっては乗員・乗客だけでなく数十～数百人の市民が巻き添えとなることがある。 ２　胴体が寸断されるなど、空中で跡形もなくなるケースと原型を保ったまま墜落するケースがある。 ３　「胴体が寸断」又は「空中分解」すれば、乗客の生存はほぼ絶望的である。 ４　「原型を保ったまま墜落」の場合は、機体が衝撃を吸収するため、墜落場所と座席位置によっては生存の可能性はある。
不時着	１　降着装置が降りなかったり、燃料が尽きたり、操縦系統が故障したり、屋根が吹き飛んだりしながらも無事に着陸できるケースと、着陸態勢は取れたが場所が不適当だったため機体が破損するケースがある。 ２　無事に着陸ができなくても、衝撃が墜落に比べコントロールできているので生存率は高い。
オーバーラン	１　離陸できずに滑走路の先の障害物にぶつかるケースと、着陸の際に制動距離が長すぎてぶつかるケースがある。 ２　地上で起きるので生存率は高いが、状況によっては多くの死傷者が出る場合もある。
火災	１　飛行中あるいは地上にいる際に何らかの原因で火災が発生することがある。 ２　火と煙が回りきる前に着陸できるかどうかで被害の様相が大きく変わる。
衝突	１　空中衝突して墜落するケースもあるが、悪天候等で現在位置を把握することができず、地上に衝突するケースもある。 ２　大半の事例では良くて片方、悪ければ両方が墜落して大惨事へと発展している。

航空機(特に旅客機)では、ひとたび事故が生じると、乗員・乗客のみならず、状況によっては地上にいる市民をも巻き込む大惨事となってしまう危険性がある。

第２章　　災害予防計画

第１節　防災体制の整備

市、県、防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、航空災害発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

実施主体	内容
市	１　情報連絡体制の整備 ２　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ３　防災訓練への参加 ４　関係機関との相互連携体制の整備
県	１　富士山静岡空港株式会社による緊急時対応計画の整備、危機管理体制構築状況等の確認 ２　情報連絡体制の整備 ３　防災訓練への参加 ４　関係機関との相互連携体制の整備
富士山静岡空港株式会社	１　情報連絡体制の整備 ２　消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ３　航空交通の安全確保等のための規定等の整備 ４　防災訓練の実施 ５　関係機関との相互連携体制の整備
県警察本部(牧之原警察署)	１　情報連絡体制の整備 ２　捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ３　防災訓練への参加 ４　関係機関との相互連携体制の整備
東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所	１　情報連絡体制の整備 ２　航空交通の安全確保等のための規程等の整備 ３　防災訓練への参加 ４　関係機関との相互連携体制の整備
静岡市消防局	１　情報連絡体制の整備 ２　消火・救助・救急業務に係る資機材等の整備及び備蓄 ３　防災訓練への参加 ４　関係機関との相互連携体制の整備
航空事業者	１　情報連絡体制の整備 ２　航空交通の安全確保等のためのマニュアル等の整備 ３　防災訓練への参加 ４　関係機関との相互連携体制の整備
医療機関	１　情報連絡体制の整備 ２　医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ３　防災訓練への参加 ４　関係機関との相互連携体制の整備
静岡地方気象台 東京航空地方気象台 東京航空地方気象台静岡航空気象観測所	１　情報連絡体制の整備 ２　航空機の安全運航に必要な気象観測の実施 ３　気象予警報の発表(東京航空地方気象台静岡航空気象観測所を除く) ４　防災訓練への参加(東京航空地方気象台静岡航空気象観測所を除く) ５　関係機関との相互連携体制の整備
自衛隊	１　情報連絡体制の整備 ２　捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ３　防災訓練への参加 ４　関係機関との相互連携体制の整備
海上保安庁	１　情報連絡体制の整備 ２　捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ３　防災訓練への参加 ４　関係機関との相互連携体制の整備

第３章　　災害応急対策計画

静岡空港等及びその他の地域において、航空機事故が発生した場合は、市、県、防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の軽減を図る。

第１節　情報の収集・伝達

航空災害防災関係機関は、航空機事故の発生を認知したときは、発生状況及び被害の状況を収集し、把握した内容を下図に示す連絡系統により他の関係機関に連絡通報する。

〈連絡系統図〉

１　静岡空港等において航空機事故が発生した場合(詳細は、県の定める「静岡空港航空機事故等対応計画」による。)

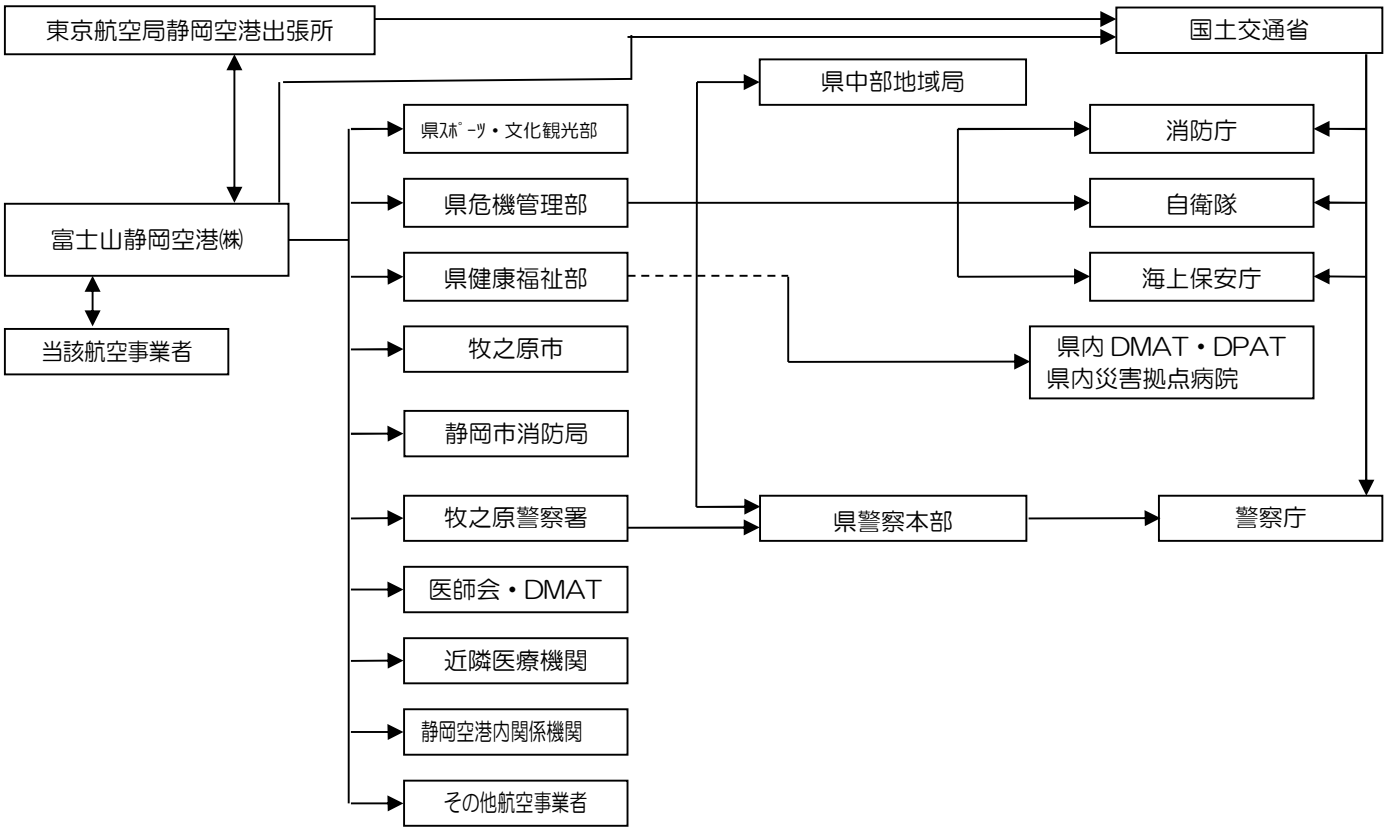

※静岡空港等…静岡空港及びその周辺(空港の滑走路から概ね半径９kmの市域範囲)

２　１以外の地域において航空機事故が発生した場合

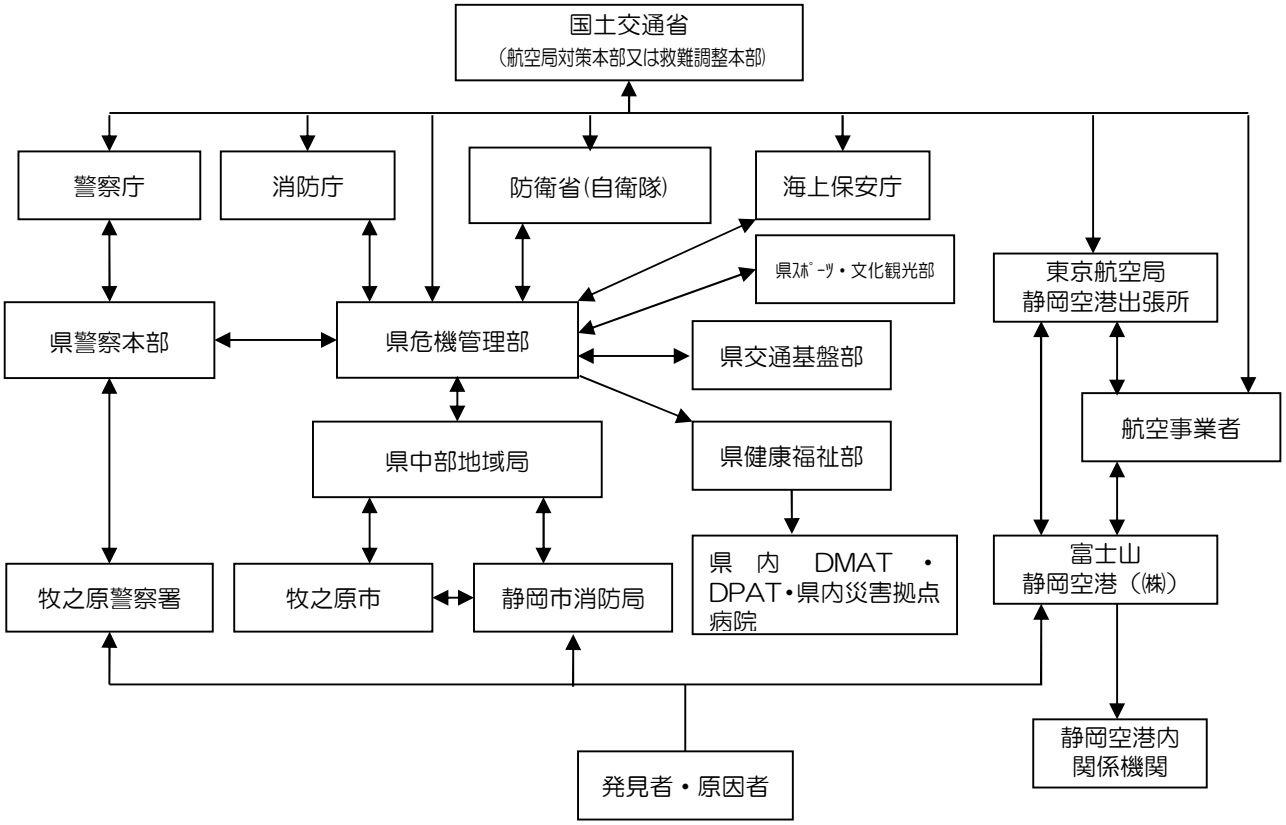

第２節　応急対策

１　市の体制

（1）　実施内容

区分	内容
任務	１　情報の収集・伝達 ２　職員の非常参集、市災害対策本部設置など必要な体制の確立 ３　県又は防災関係機関への協力・応援要請 ４　医療救護活動の支援 ５　避難誘導、避難所の開設 ６　遺体安置所の設置 ７　市民に対する広報

（2）　災害対策本部

市は、連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行するおそれがある場合で、市長が認めるときは、災害対策本部を設置する。(資料編　１　組織・体制)に準ずる。)

災害対策本部の設置及び任務については、(共通対策編　第3章 災害応急対策計画　第2節「組織計画」)のとおり。

２　防災関係機関の対応事項

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実施主体	内容
富士山静岡空港株式会社 (静岡空港等における航空機事故発生時)	「静岡空港航空機事故等対応計画」に基づく対応の実施
県警察本部(牧之原警察署)	１　情報の収集・伝達 ２　捜索活動 ３　救助・救出活動 ４　避難誘導 ５　行方不明者の捜索 ６　検視及び死傷者の身元確認 ７　警戒区域の設定、交通規制の実施
東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所	１　情報の収集・伝達 ２　必要な飛行情報の提供 ３　捜索救難調整
静岡市消防局	１　情報の収集・伝達 ２　消火活動 ３　救助・救急活動 ４　医療救護活動 ５　負傷者の搬送
医療機関	１　救護所の開設 ２　医療救護活動 ３　患者搬送
航空事業者 (事故機体所有事業者)	１　情報の収集・伝達 ２　各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 ３　自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配 ４　市や県に対する必要な支援の要請 ５　事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 ６　危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告 ７　被災者の家族等への情報提供 ８　被災者及び被災家族に対する必要な手配 ９　代行輸送等の手配 １０　避難誘導 １１　搭乗者等に対する広報
静岡地方気象台 東京航空地方気象台	必要な気象情報の提供
自衛隊	１　情報の収集・伝達 ２　捜索活動 ３　救助・救出活動 ４　医療従事者、負傷者等の搬送 ５　現場医療活動の支援
海上保安庁 (所管区域内で航空機事故が発生した場合)	１　情報連絡体制の整備 ２　捜索活動 ３　救助・救出活動 ４　医療従事者、負傷者等の搬送 ５　現場医療活動の支援

〈特記事項〉

1　捜索救難活動

捜索救難活動は、東京航空局東京空港事務所に設置される救難調整本部が中心となり警察庁、消防庁、国土交通省(航空局)、海上保安庁及び防衛省(以下「救難調整本部等」という。)が連携して実施する。市、県及び県内防災関係機関は、救難調整本部等から捜索救難の協力要請がある場合は、その指示に基づき、迅速的確に対応する。

2　消火・救助活動

静岡市消防局は、消火・救助活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求める。

3　救急業務

静岡市消防局は、救急業務を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求める。

4　避難

航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合又は、煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、市は避難指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。

5　入国管理、検疫、動植物検疫、税関

被災航空機が国際線であった場合、検疫所その他の関係機関と密接に連携して事態の対処を行う。

6　広報

市は、市民に対し、航空機事故の状況、応急対策の状況、安否情報等の情報を、ホームページ及び報道機関を通じて広報する。

静岡空港等で航空機事故が発生した場合、航空機事故等空港現地対応本部は、航空機事故の状況、運航状況等を空港利用者に対し適切な方法で広報するとともに、市民に対し報道機関を通じて広報する。

事故機体所有航空事業者は、乗客及び被災者家族等に対し、航空機事故の状況、安否情報、医療機関の情報等を適切な方法で広報する。

第４章　　災害復旧計画

災害復旧計画については、(Ⅰ　道路事故対策計画　第４章 災害復旧計画)に準ずる。